

日本歯科麻酔学会

研究倫理について

「研究倫理の指針」と「研究不正への対応」

2026年6月1日制定

研究倫理に関する指針

平成26年文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び令和3年に改訂された文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、日本歯科麻酔学会（以下「本学会」という）に係る研究活動の不正行為並びに研究費の不正使用及び不正受給に関する、本学会の指針及び対応を制定する。

2025年5月に制定された日本歯科麻酔学会「歯科麻酔科医 倫理綱領」の8. 研究活動（以下抜粋）で規定されている内容を鑑み、本学会会員においては研究活動に真摯に取り組み、研究倫理に反することのないよう厳格に研究を進めることが重要である。

日本歯科麻酔学会「歯科麻酔科医 倫理綱領」より抜粋
（研究活動）

8. 本学会会員は、調査・研究の実施、研究費の使用、および研究成果の発表にあたっては、本学会定款、規程、規則および細則を遵守する。調査・研究データや論文のねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を行ってはならない。責任ある研究の実施と不正行為の防止のために、自らの研究を健全に行うに足る環境を整える必要がある。また学術研究に当たっては、生命科学の進歩がもたらす問題に十分留意し、科学的原則に則り、ヘルシンキ宣言の基本原則や動物実験の指針に従い、人類愛と動物愛護の精神に基づいてこれを推進する。

【研究不正への本学会の対応】

本学会雑誌、学術集会など、本学会で発表されたオリジナル研究及び本学会から研究費等の支払いを受けた研究を調査対象とする。また、被調査者と調査依頼者の公平を保つため、匿名の調査依頼は対象としない。本学会に調査依頼をする場合には、実名で行うこととし、調査依頼者（名前も含め）の情報も含めて調査依頼をすることとする。

研究不正が疑われる事案については、倫理委員長、編集委員長及び理事長の3者の判断で、倫理委員会又は編集委員会に諮るか否かを決定する。

・原則として、研究が実施された機関（大学・病院等）（以下当該研究施設）の調査結果を尊重する。倫理委員会又は編集委員会は、「当該研究施設に調査依頼をするか否か」又は「本学会内に調査委員会を設置するか否か」を審議し、理事会に上申する。

・本学会が調査依頼を受けた際は、被調査者にその旨情報提供する。ただし、調査依頼者の情報は伝えない。

・調査依頼者の情報は公表されない。ただし、調査依頼者側の悪意に基づく告発であった場合は、調査依頼者の氏名の公表、処分及び告発等を行うことがある。

・倫理委員会は、調査の結果に基づき処分の要否・内容等を審議し、理事会に答申し、理事会で処分の

有無・内容等を決定する。本学会の学術集会などで発表及び本学会から研究費等の支払いを受けた研究については、その発表の撤回および研究費等の返還等も検討する。

- ・編集委員会で、当該論文の撤回または掲載取り消し等の措置を決定する。